

箱根町役場分の公売保証金の振込についての注意事項

1 公売保証金の振込みは、期間入札に係る入札者でなければできませんので注意してください。

※ 公売保証金の振込人と期間入札に係る入札者とが異なる場合は、入札が無効となります。

2 公売保証金は、期間入札に係る入札期間の満了までに、箱根町会計管理者の歳計外の普通預金口座に入金済となる必要があります。この振込みに関しては、必ず「電信」としてください。また、振込手数料については、入札者の負担となります。なお、振込みは令和元年9月5日から令和元年9月12日の期間内にお願いいたします。

注1) 振込みに当たっては、振込者（入札者）の氏名（名称）の前に必ず「売却区分番号」を記載してください。複数の公売財産を入札する場合は、「売却区分番号」ごとに公売保証金を入金（振込み）してください。

（記載例）「箱-1 湯本太郎」 「箱-2 株式会社納税商事」など

注2) 期間入札に係る入札期間内に、箱根町会計管理者の歳計外の普通預金口座への入金が確認できない場合は、入札は無効となります。

3 「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の太い枠内を必ず記載するとともに、振込みを依頼した金融機関から交付された「振込金受領書(原本)」を、公売保証金振込通知書兼払渡請求書の所定の位置に貼付し、割印を行ってください。公売保証金の入金の確認後、領収証書を郵送いたします。

公売保証金は、納付後、その取消し又は変更はできませんので、注意してください。

※ 誤って公売保証金を振り込んだ場合は、改めて入札予定の公売物件に係る公売保証金を振り込んでください。

4 開札の結果、最高価申込者等とならなかった場合は、公売保証金振込通知書の公売保証金の返還請求欄に記載された金融機関の口座へ振込みにより返還します。

（注） 公売保証金振込通知書兼払渡請求書の「公売保証金の返還請求欄」の「振込先の金融機関名」、「口座番号」及び「氏名（名称）」の各欄を記載するとともに、「預貯金の種別」欄の該当事項を○で囲んでください。

5 公売保証金(買受代金)の箱根町の振込先(箱根町会計管理者の歳計外の普通預金口座)は、次のとおりです。

公 売 保 証 金 の 振 込 先	金 融 機 関	さがみ信用金庫 湯本支店
	預金の種類	普通預金
	口座番号	0 8 5 3 4 8 4
	口座名義人	箱根町会計管理者 (ハコネマチカケイカンリシヤ)

※ この口座は箱根町役場の期間入札公売用の振込口座です。東京国税局の公売保証金の振込先は、東京国税局 徴収部特別整理総括第二課 TEL03-3542-2111 内線3304、3305)にお問い合わせください。